

(1) 産業構造

ア) 概況

<事業所の状況>

○総務省・経済産業省の「経済センサスー基礎調査³³」によると、平成21年における市内の民営の事業所数は43,066事業所、従業者数は500,855人となっています。(表5-1-1)

○従業者の規模別に民営事業所をみると、従業者数が10人に満たない事業所が全体の約75%を占めている一方、従業者数10人以上の事業所に属する従業者数の割合は全体の約78%を占めています。(表5-1-2)

表5-1-1 民営事業所数及び従業者数の推移

	事業所数		従業者数	
	実数 (事業所)	増減率 (%)	実数 (人)	増減率 (%)
平成13年(参考)	41,021	—	420,439	—
平成16年(参考)	36,769	▲ 10.4	397,334	▲ 5.5
平成18年(参考)	39,555	7.6	438,942	10.5
平成21年	43,066	—	500,855	—

出典：平成13・16・18年 総務省「事業所・企業統計調査」
平成21年 総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」
注)事業所内容等不詳を含まない。(以下、同様)

表5-1-2 従業者規模別民営事業所数及び従業者数

	実数(事業所)	総数	従業者規模										派遣 従業者 のみ
			1~4人	5~9人	10~ 19人	20~ 29人	30~ 49人	50~ 99人	100~ 199人	200~ 299人	300人 以上		
事業所数	43,066	43,066	22,924	9,183	5,573	2,210	1,548	917	384	100	102	125	
	構成比(%)	100.0	53.2	21.3	12.9	5.1	3.6	2.1	0.9	0.2	0.2	0.3	
従業者数	500,855	500,855	51,774	60,297	75,266	52,676	58,078	62,681	52,899	24,304	62,880	—	
	構成比(%)	100.0	10.3	12.0	15.0	10.5	11.6	12.5	10.6	4.9	12.6	—	

出典：総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」(平成21年)

○行政区別の民営事業所数では、大宮区(構成比17.3%)が最も多く、次いで浦和区(同14.3%)、北区(同11.3%)と続いており、従業者数をもみても、同様の傾向となっています。なお、1事業所当たりの従業者数では、大宮区の15.3人が最も多く、次いで中央区の14.3人、北区の12.1人と続いています。

(図5-1-2)

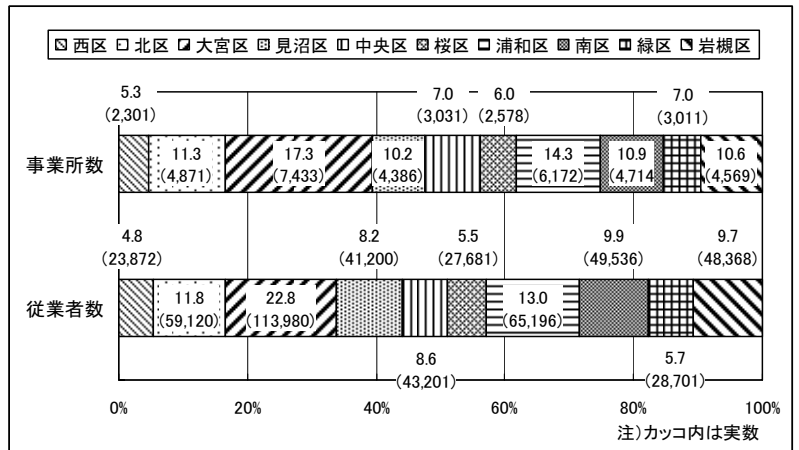


図5-1-2 区別の民営事業所数及び従業者数の構成比
出典：総務省・経済産業省「経済センサスー基礎調査」(平成21年)
注)事業所数は、端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が100%とならない。

³³ 本調査は、国内の事業所及び企業を対象に新たに創設された調査であり、平成18年までに実施されていた事業所・企業統計調査と調査の対象は同じだが、調査手法は異なっている。事業所・企業統計調査と本調査の差数が全て増加・減少を示すものではないことから、図5-1-1においても平成18年以前のデータはあくまで参考値扱いとする。

<産業構成>

○産業大分類別に平成21年の事業所数及び従業者数をみると、ともに卸売業・小売業が20%以上を占め、以下、サービス業³⁴、宿泊業・飲食サービス業の順であり、上位3業種が事業所数では全体の57.9%、従業者数では54.3%を占めています。(図5-1-3)

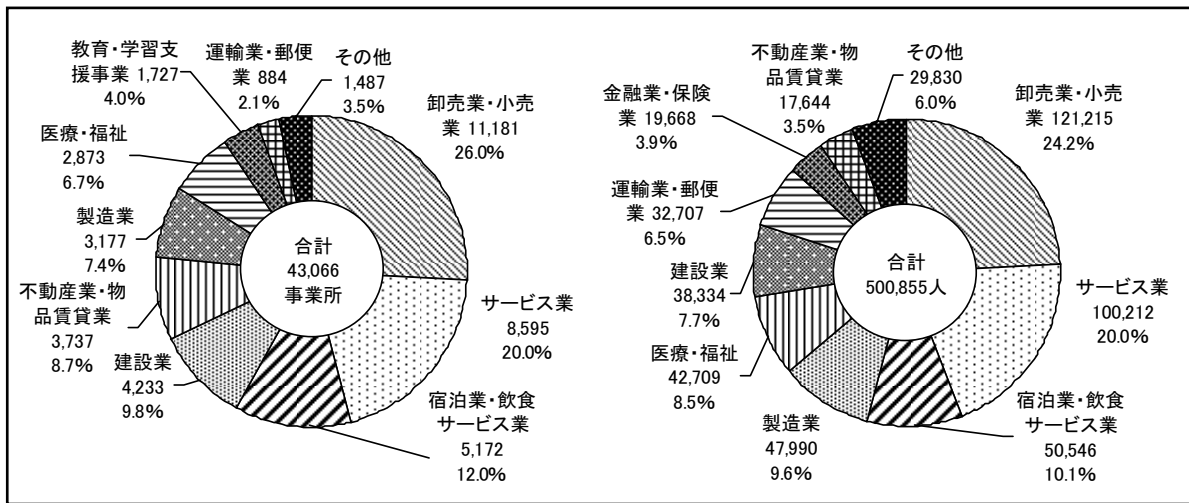


図5-1-3 産業大分類別の民営事業所数及び従業者数の構成比

出典：総務省「経済センサス—基礎調査」(平成21年)

注) 事業所数は、端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が100%とならない。

○平成21年度の名目市内総生産(生産側)を経済活動別にみると、サービス業が9,983億円(構成比25.7%)で最も高く、次いで、不動産業が7,695億円(19.8%)、卸売業・小売業が6,554億円(16.9%)、政府サービス生産者が4,900億円(12.6%)の順であり、第3次産業が総額3兆5,540億円と全体の91.6%を占めているのが特徴的といえます。

(表5-1-3、図5-1-4)

表5-1-3 経済活動別の名目市内総生産

	実数 (億円)	構成比 (%)
第1次産業	48	0.1
農林水産業	48	0.1
第2次産業	4,767	12.3
製造業	2,956	7.6
建設業	1,811	4.7
第3次産業	35,540	91.6
電気・ガス・水道業	716	1.8
卸売・小売業	6,554	16.9
金融・保険業	2,595	6.7
不動産業	7,695	19.8
運輸・通信業	2,373	6.1
サービス業	9,983	25.7
政府サービス生産者	4,900	12.6
対家計民間非営利サービス生産者	725	1.9
小計	40,356	104.0
輸入品に課せられる税・関税	367	0.9
(控除)総資本形成に係る消費税	184	0.5
(控除)帰属利子	1,737	4.5
市内総生産	38,801	100.0

出典：総務局総務部総務課「さいたま市の市民経済計算 平成21年度」

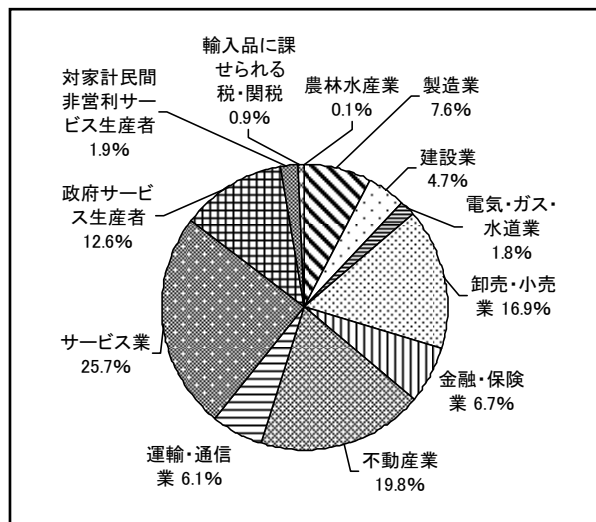


図5-1-4 名目市内総生産の経済活動別構成比

出典：総務局総務部総務課「さいたま市の市民経済計算 平成21年度」

注) 控除項目(総資本形成に係る消費税、帰属利子)は除いているため、合計は100%とならない。

³⁴ ここでは、「学術研究、専門・技術サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「複合サービス業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」を合算している。

○名目市内総生産の経済活動別構成比を、全国及び埼玉県のエconomic活動別構成比で除した「特化係数³⁵」をみると、ともに本市の卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、サービス業、政府サービス生産者は1を超え、特に全国を1とした場合の不動産業が1.499、政府サービス生産者が1.264、埼玉県を1とした場合の卸売・小売業が1.589、金融・保険業が1.527と高い値となっているのが目立ちます。(図5-1-5)

○これは、市外への通勤者が多く、市内総生産に占める住宅賃貸業の構成比が全国に比べて高いことや、さいたま新都心に政府関係機関が数多く立地していること、市内に県内の大型商業店舗や金融・保険業の中核店舗が集中していることなどが影響していると考えられます。

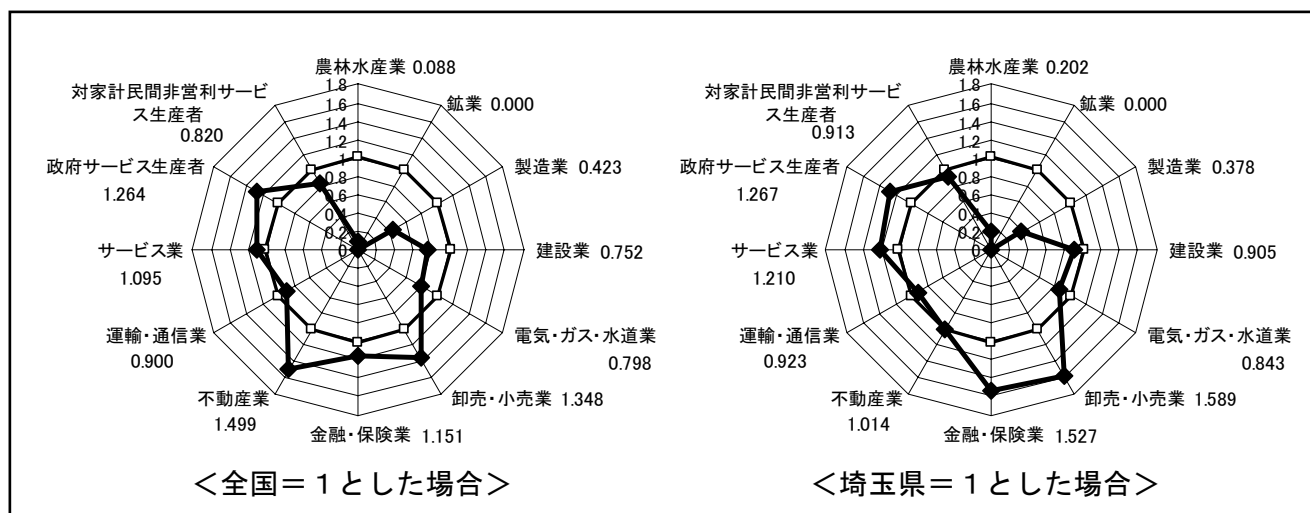


図5-1-5 名目市内総生産の経済活動別特化係数

出典：総務局総務部総務課「さいたま市の市民経済計算 平成21年度」(平成24年3月発表)

³⁵ 構成比を全国や都道府県などの構成比で割った係数であり、この係数が1を上回れば、当該部門のウェイトが全国や都道府県などに比べ大きいことを意味する。

<工業の現状>

○市内製造業の事業所数（従業者4人以上）は、平成21年以降減少基調で推移し、平成22年には1,057事業所となり、対平成20年比で19.0%（248事業所）減少しています。従業者数及び製造品出荷額等³⁶は、平成21年までは2年連続で減少していたものの、平成22年では増加傾向に転じ、対前年比でそれぞれ3.1%（892人）、6.6%（478億円）増加しています。（図5-1-6・7）

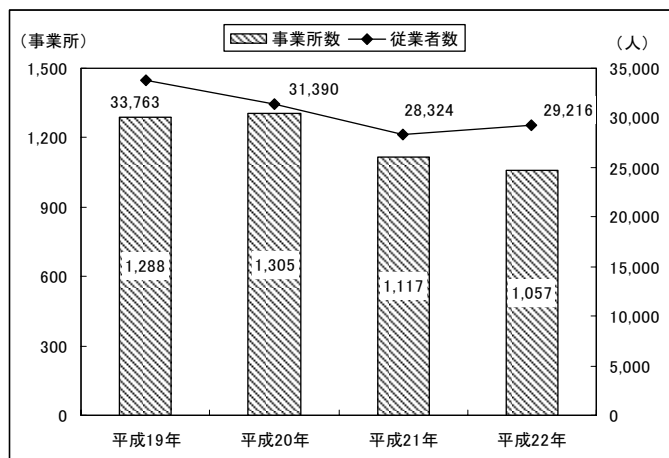


図5-1-6 事業所数及び従業者数の推移（従業者4人以上）
出典：経済産業省「工業統計調査」（各年12月31日現在）

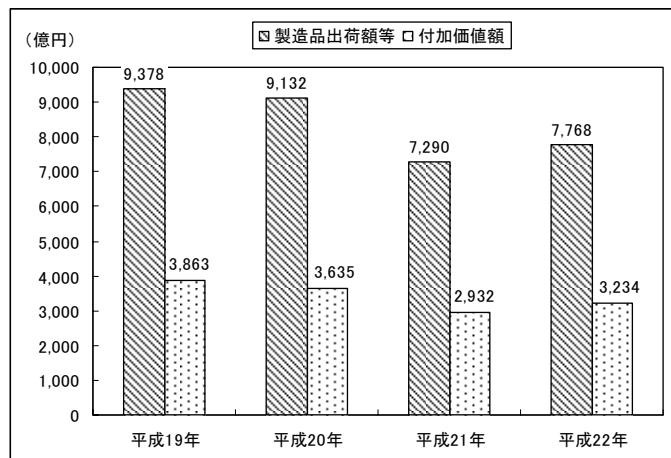


図5-1-7 製造品出荷額等の推移（従業者4人以上）
出典：経済産業省「工業統計調査」（各年12月31日現在）

○産業中分類別にみると、事業所数では「金属製品」が142事業所（構成比13.4%）で最も多く、以下、「印刷」の114事業所（同10.8%）、「生産用機械」の106事業所（同10.0%）の順となっています。（図5-1-8）

○また、従業者数では「食料品」が5,673人（構成比19.4%）で最も多く、「業務用機械」が2,712人（同9.3%）でこれに次いでいるほか、製造品出荷額等では医薬品などの「化学」が1,635億円（同21.0%）で最も多く、次いで「食料品」が1,324億円（同17.0%）、光学機器・レンズなどの「業務用機械」が785億円（同10.1%）と続き、上位3業種で全体の約48%を占めています。（図5-1-9・10）

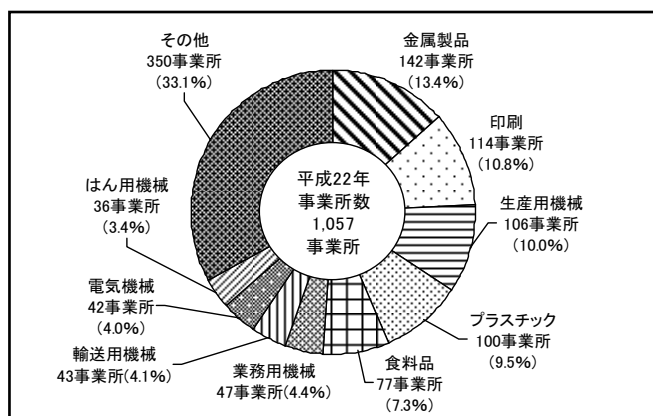


図5-1-8 産業中分類別の事業所数
出典：経済産業省「工業統計調査」（平成22年）

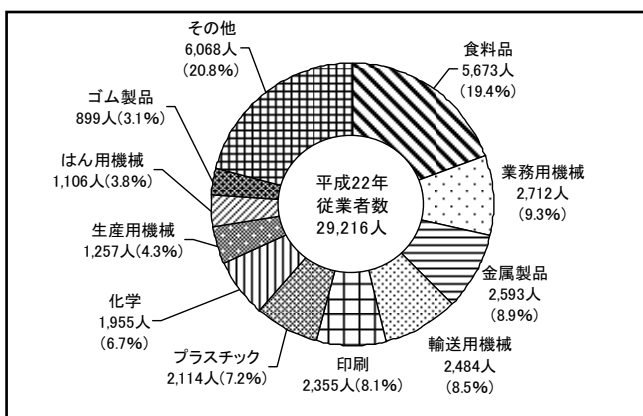


図5-1-9 産業中分類別の従業者数
出典：経済産業省「工業統計調査」（平成22年）
注）端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が100%とならない。

³⁶ 製造品出荷額、加工賃収入額、修理料収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計で消費税等内国消費税額を含んだ額。

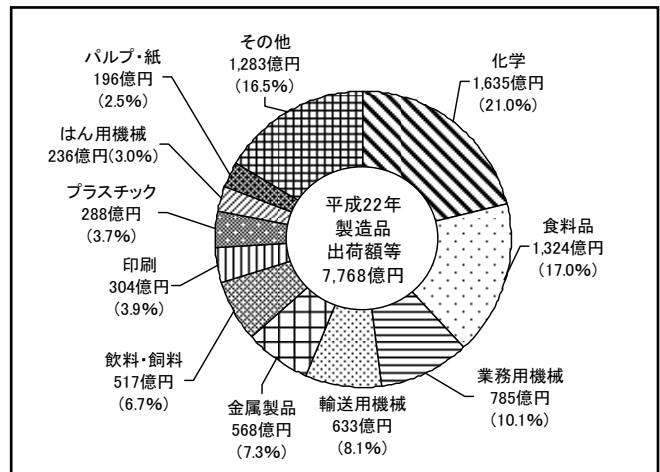


図5-1-10 産業中分類別の製造品出荷額等

出典：経済産業省「工業統計調査」(平成22年)

注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が100%とならない。

○平成22年の工業を他の政令指定都市と比較すると、19市中事業所数及び従業者数は第14位、製造品出荷額等は第17位、1事業所当たりの製造品出荷額等は第15位となっており、相対的に低い水準にとどまっています。(表5-1-4)

表5-1-4 工業の都市間比較
(1事業所当たり製造品出荷額等の高位順)

順位	市名	事業所数(事業所)	従業者数(人)	製造品出荷額等(億円)	1事業所当たり(百万円)
1	川崎市	1,452	51,990	40,793	2,809
2	千葉市	478	20,950	10,632	2,224
3	堺市	1,592	51,099	32,256	2,026
4	北九州市	1,133	51,964	21,289	1,879
5	仙台市	556	17,234	9,632	1,732
6	広島市	1,344	51,024	21,923	1,631
7	神戸市	1,864	70,267	29,834	1,601
8	横浜市	2,800	100,203	43,363	1,549
9	相模原市	1,061	37,069	11,610	1,094
10	静岡市	1,599	46,450	16,972	1,061
11	岡山市	855	28,353	9,061	1,060
12	新潟市	1,142	37,331	10,191	892
13	浜松市	2,323	76,309	20,146	867
14	京都市	2,689	65,261	21,926	815
15	さいたま市	1,057	29,216	7,768	735
16	名古屋市	4,775	106,668	33,059	692
17	福岡市	892	21,283	5,660	635
18	大阪市	6,873	128,897	35,669	519
19	札幌市	950	28,066	4,696	494

出典：経済産業省「工業統計調査」(平成22年)

<商業の現状>

○平成19年商業統計調査による本市の商業の概要は、事業所数9,604事業所、従業者数96,002人、年間商品販売額4兆7,341億円であり、対平成14年比で事業所数及び従業者数が8.3%(872事業所)、2.6%(2,556人)いずれも減少している一方、年間商品販売額は2.3%(1,065億円)の増加となっています。(表5-1-5)

○平成14年以降の推移をみると、卸売業では事業所数及び従業者数が一貫して減り続けているのに対し、年間商品販売額は平成19年に対平成16年比で増加傾向に転じています。また、小売業については、事業者数、従業者数及び年間商品販売額ともに、平成19年は対平成16年比で増加傾向に転じています。(同上)

表5-1-5 商業の推移

	卸売業			小売業			合計		
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)
平成14年	3,085	37,157	35,174	7,391	61,401	11,102	10,476	98,558	46,276
平成16年	2,647 ▲ 14.2	31,236 ▲ 15.9	29,281 ▲ 16.8	6,823 ▲ 7.7	61,283 ▲ 0.2	11,406 2.7	9,470 ▲ 9.6	92,519 ▲ 6.1	40,687 ▲ 12.1
平成19年	2,576 ▲ 2.7	30,926 ▲ 1.0	34,732 18.6	7,028 3.0	65,076 6.2	12,609 10.5	9,604 1.4	96,002 3.8	47,341 16.4
西区	113	923	460	319	3,319	596	432	4,242	1,057
北区	605	8,002	10,218	794	7,748	1,374	1,399	15,750	11,593
大宮区	470	7,076	11,451	1,383	12,963	3,134	1,853	20,039	14,585
見沼区	245	2,882	2,308	720	6,337	1,130	965	9,219	3,438
中央区	141	2,383	3,397	528	5,288	940	669	7,671	4,336
桜区	186	2,250	2,204	335	3,502	704	521	5,752	2,908
浦和区	185	1,789	1,178	1,046	8,136	1,678	1,231	9,925	2,856
南区	283	2,855	1,662	661	5,976	1,030	944	8,831	2,692
緑区	153	1,122	705	544	5,888	1,063	697	7,010	1,768
岩槻区	195	1,644	1,148	698	5,919	961	893	7,563	2,109

出典：経済産業省「商業統計調査」(各年6月1日現在)

注1)平成16・19年の下段は、対前回調査増減率(%)。

2)平成14・16年には、岩槻市分を含む。

○平成19年商業統計調査結果を首都圏の他の政令指定都市と比較すると、本市の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、いずれも横浜市に次ぐ規模となっています。また、本市のみ小売業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額は、対平成16年比でプラスとなっています。(表5-1-6)

表5-1-6 商業の都市間比較

	卸売業				小売業				合計			
	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	1事業所 当たり (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	1事業所 当たり (百万円)	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品 販売額 (億円)	
平成16年	さいたま市	2,647	31,236	29,281	1,106	6,823	61,283	11,406	167	9,470	92,519	40,687
	千葉市	1,918	22,815	23,281	1,214	5,870	52,902	9,630	164	7,788	75,717	32,910
	横浜市	6,523	70,480	56,889	872	22,004	182,546	36,216	165	28,527	253,026	93,105
	川崎市	1,955	19,641	18,995	972	8,372	66,357	11,400	136	10,327	85,998	30,396
平成19年	さいたま市	2,576 ▲ 2.7	30,926 ▲ 1.0	34,732 18.6	1,348 21.9	7,028 3.0	65,076 6.2	12,609 10.5	179 7.3	9,604 1.4	96,002 3.8	47,341 16.4
	千葉市	1,692 ▲ 11.8	22,140 ▲ 3.0	26,004 11.7	1,537 26.6	5,476 ▲ 6.7	55,834 5.5	11,207 16.4	205 24.8	7,168 ▲ 8.0	77,974 3.0	37,211 13.1
	横浜市	5,634 ▲ 13.6	66,299 ▲ 5.9	60,688 6.7	1,077 23.5	20,398 ▲ 7.3	182,313 ▲ 0.1	37,194 2.7	182 10.8	26,032 ▲ 8.7	248,612 ▲ 1.7	97,882 5.1
	川崎市	1,629 ▲ 16.7	22,203 13.0	24,748 30.3	1,519 56.4	7,476 ▲ 10.7	63,117 ▲ 4.9	11,659 2.3	156 14.5	9,105 ▲ 11.8	85,320 ▲ 0.8	36,407 19.8

出典：経済産業省「商業統計調査」(各年6月1日現在)

注1)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

2)平成16・19年の下段は、対前回調査増減率(%)。

3)平成16年には岩槻市分を含む。

○また、小売業の立地環境特性を比べると、首都圏の他の政令指定都市では、商業集積地区やオフィス街地区を中心に事業所が集積しているのに対し、本市では、住宅地区に占める割合が高いことが特徴的といえます。(表5-1-7)

表5-1-7 小売業の立地環境特性の都市間比較

	小売業 事業所総数 (事業所)	商業集積 地区	立地環境			
			オフィス街地区	住宅地区	工業地区	その他
さいたま市	7,028	2,251 32.0	440 6.3	3,681 52.4	194 2.8	462 6.6
千葉市	5,476	2,570 46.9	192 3.5	2,105 38.4	200 3.7	409 7.5
横浜市	20,398	11,882 58.3	1,465 7.2	5,876 28.8	637 3.1	538 2.6
川崎市	7,476	3,883 51.9	460 6.2	2,610 34.9	474 6.3	49 0.7

出典：経済産業省「商業統計調査」(平成19年6月1日現在)

注1)平成22年4月1日に政令指定都市に移行した相模原市を除く。

2)上段は各地区の事業所数(事業所)、下段は総数に占める割合(%)

<農業の現状>

○平成22年における本市の総農家数は4,252戸であり、平成7年の5,486戸と比べ22.5%（1,234戸）減少しています。その内訳をみると、平成7年には販売農家³⁷74.5%、自給的農家³⁸25.5%であったのに対し、平成22年では販売農家58.3%、自給的農家41.7%となっています。（図5-1-11³⁹）

○平成22年の経営耕地面積は2,994haであり、その内訳は販売農家が2,673ha（構成比89.3%）、自給的農家が322ha（10.7%）となっています。（図5-1-12）

○平成7年と比べると販売農家は31.1%（1,206ha）減少している一方、自給的農家は26.3%（67ha）増加しており、市全体で農家数及び経営耕地面積が減少している中、生業としての農業を止めている農家が増加している傾向が顕著となっています。（同上）

○平成18年の農業産出額⁴⁰は78億4千万円であり、平成2年の119億47百万円と比べ7割に満たない水準に低下しています。また、品目別では、平成2年以降いずれの年も野菜が全体の約半数を占めており、特に小松菜や甘藷（さつまいも）は、県内有数の生産量を誇っています。（図5-1-13）

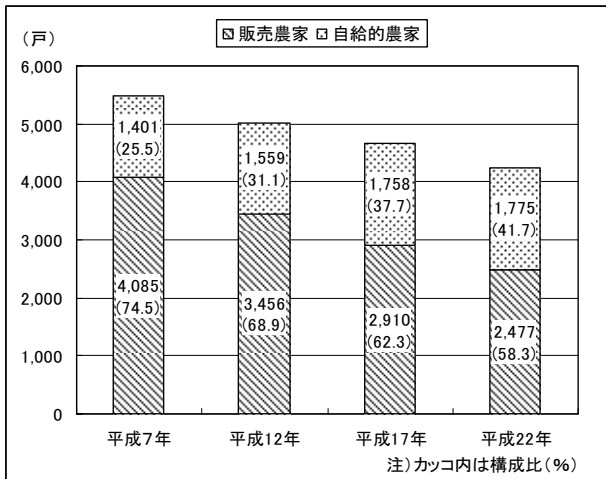


図5-1-11 農家数の推移
出典：農林水産省「農林業センサス」

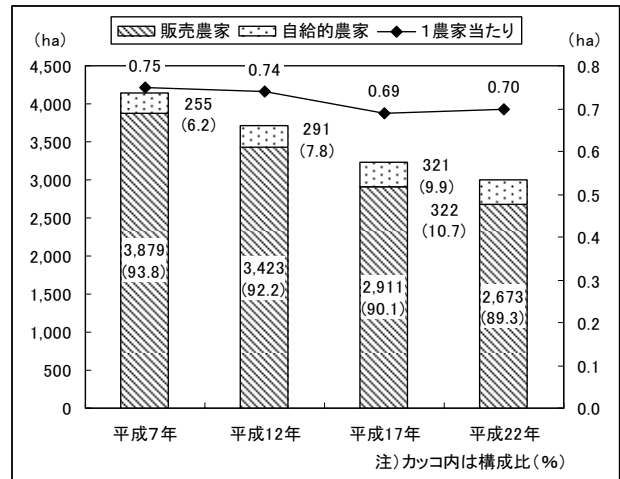


図5-1-12 経営耕地面積の推移
出典：農林水産省「農林業センサス」

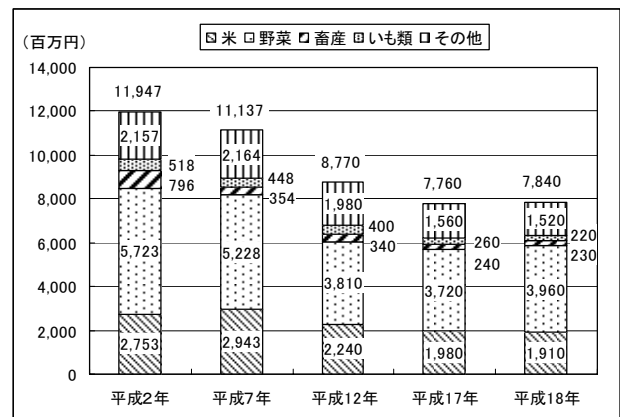


図5-1-13 農業産出額の推移
出典：関東農政局「埼玉農林水産統計年報」

³⁷ 経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。

³⁸ 経営耕地面積30a未満又は農産物販売金額が年間50万円未満の農家。

³⁹ 図5-1-11～13の平成17年以前のデータには、岩槻市分を含む。

⁴⁰ 平成19年より市町村単位の集計は行われていない。

(2) 新しい産業の育成

ア) 概況

○平成 20 (2008) 年のリーマンショック後、国内の景気は、アジアを中心とした海外経済の堅調な成長による輸出需要の回復、エコカー補助金や家電エコポイント制度などの景気刺激策を背景に、平成 21 (2009) 年春頃から、持ち直し傾向にあったものの、翌年秋頃には、アジアを中心とした生産調整により輸出が弱含みとなり、さらに、エコカー補助金の終了とも重なり、足踏み状態となりました。(図 5-2-1)

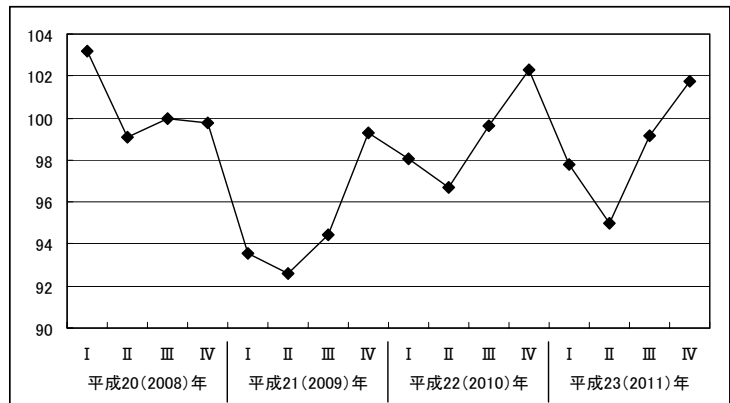


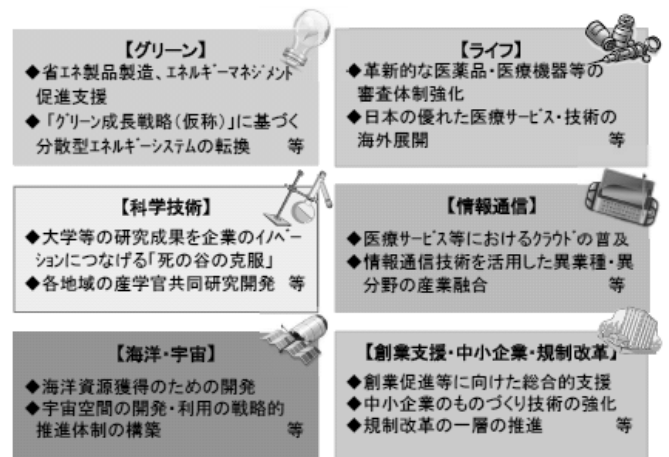
図 5-2-1 平成 20 (2008) 年第 3 四半期 (Ⅲ) = 100 とした場合の実質国内総生産 (支出側) の推移
出典：内閣府「四半期別 GDP 速報」に基づき作成

○その後は、各種の経済対策による一時的な反動が緩和していくにつれ、平成 22 (2011) 年に入り、景気は再び持ち直しに転じ、東日本大震災の直前には、リーマンショック以前に近い水準まで回復していましたが、震災発生後の電力供給の制約やサプライチェーンの寸断、風評被害などによって、国内企業は生産活動の低下を余儀なくされるなど、極めて厳しい局面に立たされました。(同上)

○その後、生産活動は、やや持ち直しの動きが見られたものの、欧州債務危機及び米国債務上限問題に端を発した最近の歴史的な円高の進行は、国内企業の輸出競争力を大きく損なうとともに、国内への投資の減少をもたらし、ひいては地域経済の重要な担い手である市内中小企業にも大きな影響を及ぼすことが懸念されます。

○このような状況下、平成 23 年 12 月には、原発事故などの危機を乗り越え、新たな成長につなげる指針として「日本再生の基本戦略」が閣議決定されました。この基本戦略では、我が国の再生に向け、経済・社会・国際の 3 つの分野で新たな可能性を開拓する「フロンティアへの挑戦」が強く打ち出されています。

○経済のフロンティアでは、ヘルスケアや子育て支援など新たなサービスの潜在需要を掘り起こすとともに、我が国の強みであるものづくり分野の技術開発を進め、革新的な材料・製品を生み出すなど、成長分野でのイノベーションを進め、新産業・新市場を創出することが不可欠とされています。



＜イノベーションを通じた新産業・新市場の創出＞
出典：国家戦略会議「日本再生の基本戦略」(平成 23 年 12 月)

- 本市は、東日本の交通要衝という地理的優位性に加え、製造出荷額が全国政令指定都市の中で第1位である光学機械器具・レンズ製造業を含む精密機械器具をはじめ、業務用機器、輸送機器、金属製品、電子部品・デバイスなど、高度な基盤技術を有する多彩な製造業が集積し、新産業・新市場にも結び付くポテンシャル（潜在能力）に恵まれています。
- これまで本市では、後述するさいたま市産業振興ビジョンに掲げた「強い産業力の醸成と躍動する都市づくり」を基本目標に、戦略的な企業誘致活動などを通じ、本市の立地特性を活かした企業の本社・研究開発機能の集積や、研究開発型企業の育成と集積に積極的に取り組んできました。
- 人口減少社会の到来や少子高齢化、経済のグローバル化の急速な進行など、社会全体が大きな転換期を迎える中、本市が将来にわたって活力ある都市であり続けるためには、本市の特性やポテンシャルを活かした新産業の育成・強化などを通じ、より足腰の強い自立型の経済産業構造を確立することが重要な政策課題の1つとなっています。

イ) 本市の主な取組

- 産業振興を進める上での課題や新たな可能性を整理した上で、現在実施中の施策及び新たに取り組むべき施策の整理・見直しを図り、本市経済の発展をより一層進めていくため、平成21年3月に「さいたま市産業振興ビジョン（計画期間：平成21年度～25年度）」を改訂しました。
- 産業経済の活性化及び新たな雇用機会の創出を図るため、関係機関と連携し、国内外企業への積極的な誘致活動に取り組んでいます。これらの取組の結果、平成17年度～23年度までに86社の立地を実現しました。また、戦略的な企業誘致活動を継続的に展開するため、その受け皿となる新たな産業集積拠点の創出に向けた検討も進めています。
- 産業連携支援センター埼玉⁴¹を活用し、企業間又は大学等と研究機関とのマッチングを促進するとともに、産学連携をテーマとする研修会や講習会等の実施を通じて、市内における新産業の創出及び基盤技術産業などの育成に取り組んでいます。
- 研究開発型企業の競争力向上及び市内産業全体のイメージアップを図るため、獨創性・革新性に優れた技術を持つ研究開発型企業を「さいたま市テクニカルブランド企業」（平成23年度末現在31社）として認証し、積極的な広報活動を展開するとともに、競争力向上に向けた支援に取り組んでいます。
- 本市を中心として地域に集積する研究開発型ものづくり企業の医療機器関連分野への新規参入や事業拡大を支援するため、平成24年1月に「さいたま医療ものづくり都市構想（目標年次：平成33年度）」を策定し、産学官医が連携する参入支援プラットフォーム構築に取り組んでいます。
- 平成23年12月の「次世代自動車・スマートエネルギー特区」の指定を踏まえ、市内企業等との連携による、低炭素型パーソナルモビリティの研究開発を進めています。
- 国の支援事業の活用や関係機関と連携した取組を行うことにより、外国企業の立地誘導や市内企業の海外展開に向けた支援に取り組んでいます。

⁴¹ さいたま市産業創造財団と（財）埼玉県産業振興公社の運営により、新製品・新技術の開発を支援するために、産学連携相談をはじめとする各種事業を実施。

□市内産品等の消費促進や市内企業の取引活性化、さらには本市産業全体のイメージアップを図るため、事業者や生産団体と協働し、地域資源や地域特性を活かした「さいたま市ブランド」づくりに取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆地域経済活力の維持・増進を図るため、今後も引き続き、市内産業の基盤を支えている中小企業への支援、産学官連携の推進による技術革新・新産業の創出を積極的に進める必要があります。
- ◆東日本の一大交流拠点都市としての本市の立地優位性を活かし、研究開発型企業をはじめとした国内外の優良企業の誘致・育成に取り組むとともに、グローバル化の視点から、企業間の国際連携促進による新製品開発や市場開拓など、市内企業の国際化推進を図ることにより、本市産業をけん引する企業を創出していくことが求められています。
- ◆地域の中でより活発な経済循環が生まれるような、より足腰の強い自立型の経済産業構造の確立に向け、環境や医療をはじめとした、市民の暮らしの質の向上につながる、さまざまな社会・地域課題の解決に資する新たな事業活動の創出に努める必要があります。

(3) 生活関連産業の振興

① 商業

ア) 概況

○平成 19 年における国内小売業の年間販売額、事業所数及び従業者数のうち、中小小売店の 1 つである商店街が占める割合は、いずれも約 4 割を占めており、地域住民の暮らしに密着した生活関連産業として、商店街が重要な役割を果たしていることがうかがえます。

(図 5-3-1)

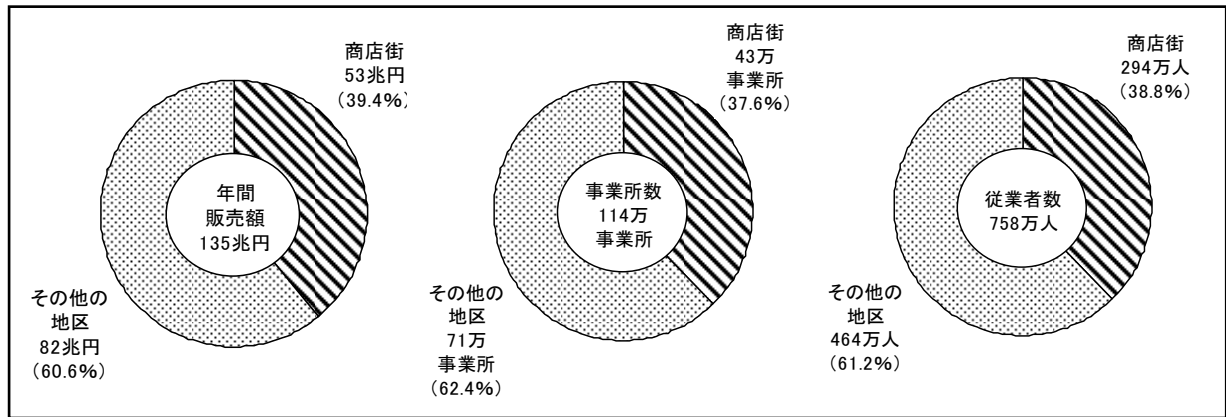


図 5-3-1 商店街の経済的な地位
出典：経済産業省「平成 19 年商業統計調査」

○「2011 年版中小企業白書」（中小企業庁）によると、人口減少により国内需要が縮小する中で、小売業の年間販売額及び売場面積が、売場面積 500 m²以上の事業所では増加し、500 m²未満の事業所では大幅に減少するという現象が全国的に進行するなど、商業をめぐる状況は大きく変化しています。(図 5-3-2)

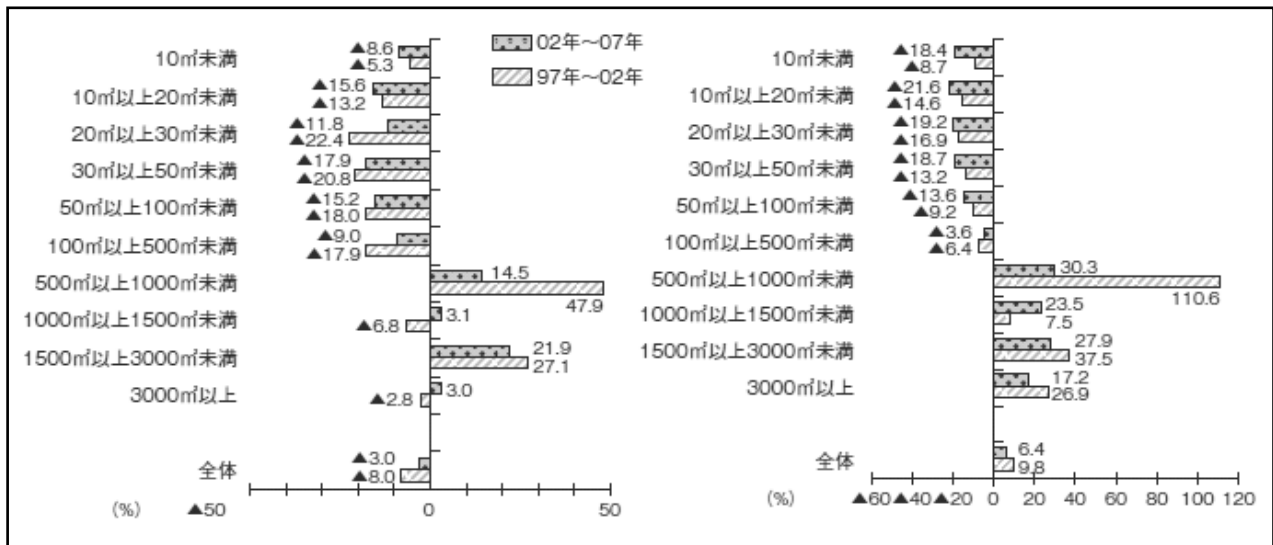


図 5-3-2 売場面積規模別の小売業の年間販売額及び売場面積
出典：中小企業庁「2011 年版中小企業白書」（平成 23 年 7 月）

○中小企業庁の「平成 21 年度商業実態調査報告書」によると、平成 15 年度以降、空き店舗率は年々増加し、平成 21 年度では前回調査から 1.84 ポイント増加の 10.82%となっており、本調査が開始された平成 7 年度以降、初めて 10%を超えています。また、退店（廃業）した理由では、「店主の高齢化・後継者の不在」が 62.6%と半数以上を占め、次いで「他の地域への移転」が 23.2%、「商店街に活気がない」が 19.4%となっています。（図 5-3-3）

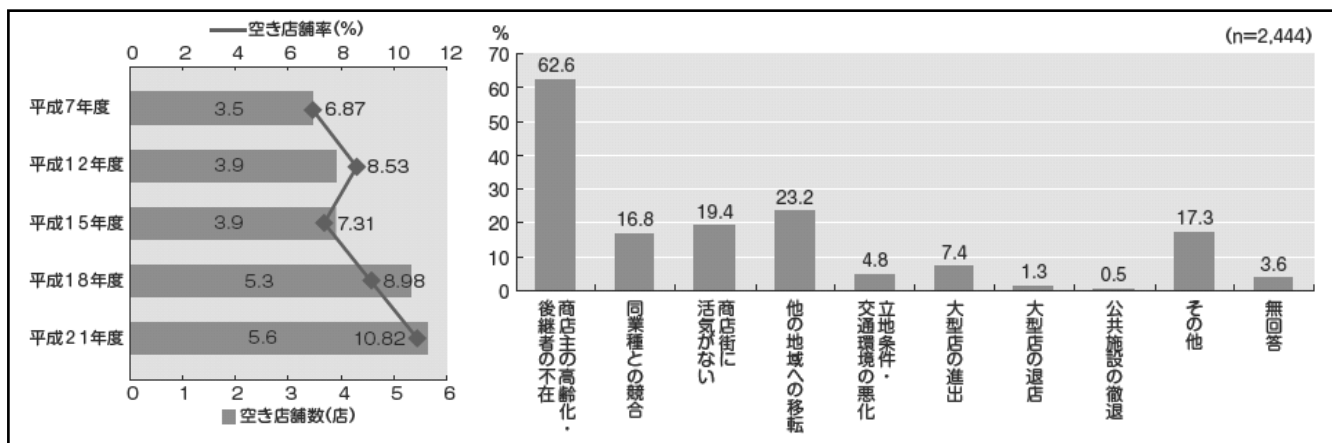


図 5-3-3 左：1 商店街当たりの空き店舗数及び空き店舗率の推移
右：過去 3 年間に退店（廃業）した理由
出典：中小企業庁「平成 21 年度商業実態調査報告書」

○「平成 22 年度 埼玉県の消費者動向」（埼玉県産業労働部）によると、本市を含む県央県南地区では、地元商店（街）で「ほとんど買物しない」は、前回調査の平成 17 年の 45.2%から 7.7 ポイント増加の 52.9%で過半を超えています。（図 5-3-4）

○また、地元商店（街）でほとんど買物をしない理由では、「一ヶ所で買物が済まない」が 45.8%で最も高く、次いで「地元で商店（街）がない」の 35.5%、「駐車場がない」の 23.4%となっています。（表 5-3-1）

○本市の商業の概況については、平成 20 年に端を發したリーマンショックや長期化しているデフレによる影響、個人消費の減少等から、商店会数とその会員数及び商店会連合会加盟商店会数は一時増加する年度があるものの、緩やかに減少する傾向にあります。（表 5-3-2）

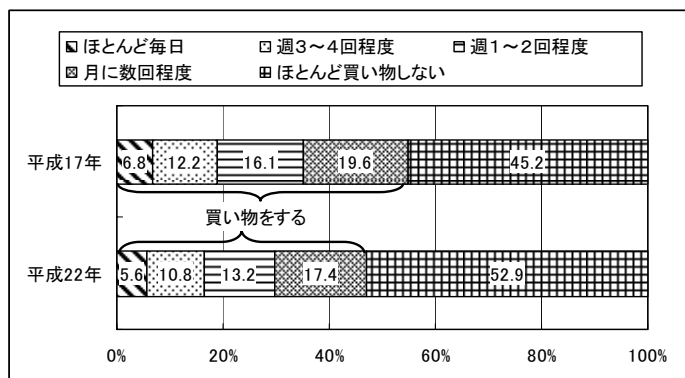


図 5-3-4 地元商店（街）での買物頻度（県央県南）
出典：埼玉県産業労働部「平成 22 年度 消費者動向調査」
注）端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が 100%と
ならない。

表 5-3-1 地元商店街で買物をしない理由（県央県南）

理由	回答率 (%)
1 一ヶ所で買物が済まない	45.8
2 地元で商店（街）がない	35.5
3 駐車場がない	23.4
4 価格が高い	21.3
5 品揃えが少ないから	20.2
6 店に入りにくい(出づらい)	19.8

出典：埼玉県産業労働部「平成 22 年度消費者動向調査」より抜粋

○一方、大型店においては店舗数や店舗面積は増加しており、大型店の中には商店会に加入しない店舗もありますが、大型店と商店会が共同で商店街の活性化事業を実施している例もあります。

○商店会会員減少の内的要因のひとつとして、会員の高齢化や後継者の不在等が挙げられ、そのことにより退店や休廃業するなど空き店舗が発生し、商店街の連続性が欠けるなど組織低下や商店街活動の低下などが生じています。

表 5-3-2 商店会の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
商店会数	208	202	202	198	197
	—	▲ 2.9	0.0	▲ 2.0	▲ 0.5
会員数	7,879	7,375	7,394	7,233	6,945
	—	▲ 6.4	0.3	▲ 2.2	▲ 4.0
商店会連合会加盟商店会数	162	160	153	159	157
	—	▲ 1.2	▲ 4.4	3.9	▲ 1.3
会員数	5,906	5,496	6,197	5,916	6,048
	—	▲ 6.9	12.8	▲ 4.5	2.2

出典：さいたま市商店街実態調査等（各年4月1日現在）
注）上段は実数、下段は対前年度増減率（％）。

○商店街は、地域住民にとって買物の場としての機能だけでなく、近隣住民が集まる地域コミュニティの拠点となるほか、管理する街路灯による地域防犯力の向上等、様々な役割が求められており、人々で賑わい活気に溢れた商店街として存続していくためには、会員の増加や組織強化、賑わいを創出するための活性化事業や共同施設の整備などが必要と考えられます。

○商店街がにぎわいを創出するために設置する街路灯について、所有する商店会や街路灯基数は減少しているものの、東日本大震災の影響等もあり、街路灯のLED化に取り組む商店会は多く、LED街路灯基数は増加しています。現在までに街路灯を所有している商店会の34.0％がLED街路灯を導入し、LED街路灯基数は平成23年度までに全体の29.4％に上っています。（表5-3-3）

表 5-3-3 商店街（会）の街路灯LED化の状況

	a)街路灯所有商店街数	b)LEDを導入した商店会数	c)商店街街路灯基数(基)	d)LED街路灯基数(基)	b/a)商店会のLED街路灯導入率(%)	c/d)商店街街路灯LED化率(%)
平成21年度	161	10	6,497	235	6.2	3.6
平成22年度	160	34	6,364	888(653)	21.2	13.9
平成23年度	150	51	5,817	1,711(823)	34.0	29.4

出典：経済局経済部商工振興課資料(各年度末現在)

注)「c)商店街街路灯基数」には、水銀灯、蛍光灯を含む。

イ) 本市の主な取組

□商店会が賑わいを創出するために設置する商店街街路灯は、地球環境への負荷が少ない省エネルギーである、LED街路灯への建替え、既存街路灯ランプ(LEDランプを除く)のLEDランプへの交換を積極的に推進しています。

□商業等の振興に関する施策を総合的に推進することで、市内経済の発展と市民生活のさらなる向上を目指すことを目的として、平成23年4月1日から「さいたま市商業等の振興に関する条例」を施行しています。現在、本条例に基づき、「さいたま市商業等振興審議会」を設置し、商業等の振興に関し重要な施策の審議をしています。

□商店街は商業機能にとどまらず、地域コミュニティの拠点であるとの認識に立ち、少子高齢社会への対応やにぎわいの創出の核となるような商店街の取組みに対し支援を行うとともに、地域商業の活性化や個人消費の拡大を目的とした商店街での統一キャンペーン事業を通じ、地域商業の活性化や個人消費の拡大を目的とした商店街の組織強化と大型店等との連携の促進に取り組んでいます。

ウ) 今後の重点課題

- ◆消費者ニーズが高度化、多様化する一方で、店主の高齢化や商店会の組織力低下など、小売業を中心とした地域商業は依然として厳しい環境下であり、魅力的な商品開発や店舗づくりを進めるとともに、集客資源と連携することで、来街者を呼び込み、市内消費の拡大に繋がる取組みなど、従来の枠組みにとられない支援策が求められています。
- ◆商店街は、従来からの商業機能に加え、買い物などを通じて近隣住民が集い、交流する地域コミュニティの拠点としての機能を有しており、地域コミュニティの核として、賑わいを創出する各種イベントの開催や地域の課題や社会課題に対応した事業を取り組む商店会に対し、積極的に支援を行っていく必要があります。

②農業

ア) 概況

○平成 23 年 5 月に公表された農林水産省の「平成 22 年度 食料・農業・農村白書」によると、我が国全体の食料自給率（供給熱量ベース）は、近年 40%前後で推移しており、他の先進国と比べ、最低の水準となっています。（図 5-3-5）

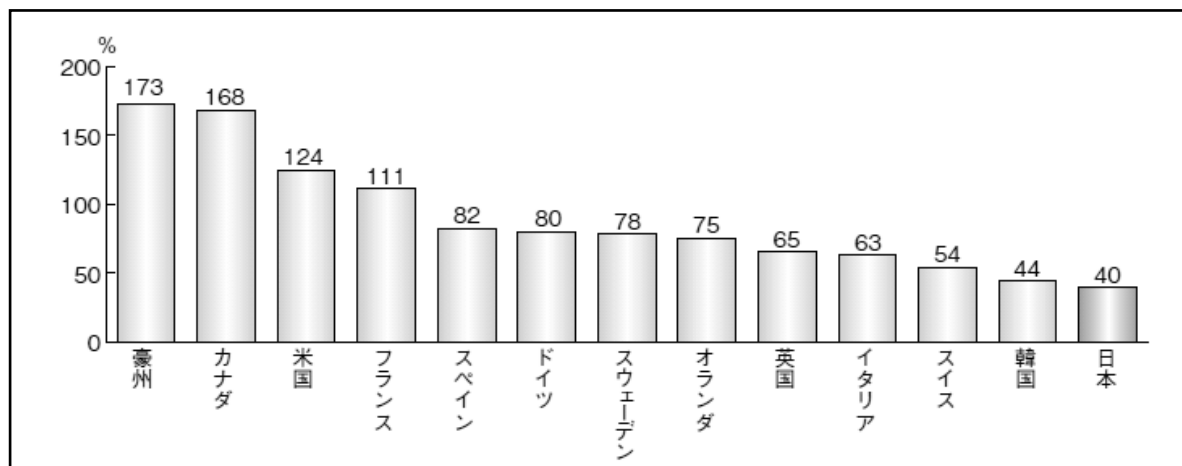


図 5-3-5 諸外国の食料自給率（供給熱量ベース）

出典：農林水産省「平成 22 年度 食料・農業・農村白書」（平成 23 年 5 月）

注）日本は平成 21 年度、それ以外の国は平成 19 年の値。

○このような状況下、国では平成 22 年 3 月に新たな「食料・農業・農村基本計画⁴²」を策定し、販売農家数や農業所得、農地面積の減少、耕作放棄地の増加、「品質」や「安全・安心」といった消費者ニーズなど、食料・農業・農村をめぐる状況を踏まえて、今後取り組むべき施策の基本的な方針を以下のとおり整理し、平成 32 年度までに供給熱量ベースでの総合食料自給率 50%の達成を目指すものとしています。

- ・再生産可能な経営を確保
- ・多様な用途・需要に対応して生産拡大と付加価値を高める取組を後押し
- ・意欲ある多様な農業者を育成・確保
- ・優良農地の確保と有効利用を実現
- ・活力ある農山漁村の再生に向けた施策の総合化
- ・安心を実感できる食生活の実感

○本市の農業については、首都圏の中では貴重で大規模な緑地空間にもなっている見沼田圃、荒川や綾瀬川、元荒川などの流域に広がる豊かな水田地帯をはじめとする優良農地が存在し、また首都圏という大消費地に位置する地理的優位性を活かし、高度技術集約的な農業経営の発展に努めています。

⁴² 食料・農業・農村基本法に基づき、食料・農業・農村に関し、政府が中長期的に取り組むべき方針を定めたものであり、情勢変化等を踏まえ、概ね 5 年ごとに変更することとされている。

○しかし、全国的な傾向と同様に、本市でも農家人口の減少や従事者の高齢化、後継者の不足、農地の減少に歯止めがかからない状況が続くなど、農業の経営は依然として大変厳しい状況に置かれています。(図5-3-6)

○新鮮で安全な農産物の都市住民への供給、身近な農業体験の場の提供、災害に備えたオープンスペースの確保、ヒートアイランド現象の緩和、心安らぐ緑地空間の提供といった都市農業の機能や効果が十分発揮できるよう、これらの機能・効果への都市住民の理解を促進しつつ、都市農業を守り、持続可能な振興を図るための取組を推進することが求められます

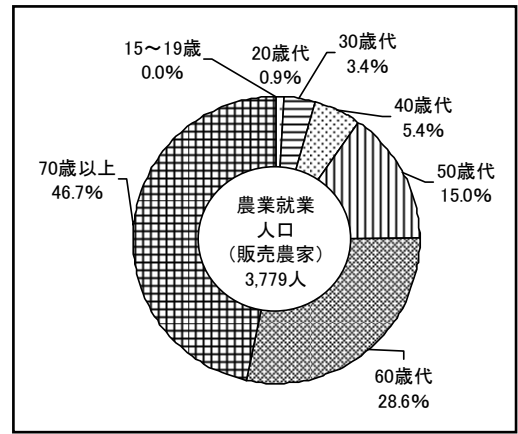


図5-3-6 農業就業人口（販売農家）の年齢構成比（平成22年）
出典：農林水産省「農林業センサス」

イ) 本市の主な取組

□農業を取り巻く環境の変化に対応しつつ、農業が持つ可能性を切り開き、持続可能な農業を目指して、平成21年4月に農業振興施策やその具体化に向けたアクションプランを示した「さいたま市農業振興ビジョン」を改訂し、地産地消の確立や農業経営の安定・生産性の向上、農地の保全と農業の持続、農のあるまちづくりの推進という4つの柱に沿って積極的に施策を進めています。

□地産地消の確立に向け、農産物を市内で生産消費する仕組を整備するとともに、消費者に安全・安心な農産物を供給するため、生産者に対するエコファーマー⁴³への転換や特別栽培農産物⁴⁴の生産等を促すとともに、市内の特色ある農産物を原料とした加工品の開発などに取り組んでいます。

□農業後継者の育成や地域の担い手を認定農業者⁴⁵として育成し、農業経営規模の拡大に努めるとともに、農業の多面的機能を活用した市民とのネットワークづくりなど、農業への理解を深め、特色ある都市農業の振興に取り組んでいます。平成24年1月現在、市内には166経営体（191人）の認定農業者がいます。

⁴³ 平成11年7月に制定された「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（持続農業法）」に基づき、「持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画」を都道府県知事に提出し、当該導入計画が適当である旨の認定を受けた農業者の愛称名

⁴⁴ 農業及び化学肥料の使用を県慣行基準の半以下に減らして栽培された農産物のことであり、埼玉県による認証制度がある。

⁴⁵ 効率的で安定した魅力ある農業経営を目指す農業者が、自ら作成する農業経営改善計画（5年後の経営目標）を市町村が基本構想に照らして認定し、その達成に向けて様々な支援措置を講じていこうとするもの。

ウ) 今後の重点課題

- ◆農産物の価格や農業所得の低迷による経営不安、農業者の高齢化・担い手不足、農地の減少など、多くの問題・課題が生じている中で、従来にも増して迅速かつ柔軟に農業の持続と発展に向けた問題解決方法や、本市の特徴を活かした取組を展開する必要があります。
- ◆食の安全・安心の確保、災害時の避難場所や延焼遮断などの防災機能、農業体験等を通じた市民相互及び農業者とのコミュニケーションの形成など、農業・農地が果たしている多面的役割が、将来にわたり持続的に発揮されるよう、地域ぐるみで農業を守り支えていく必要があります。
- ◆より多くの市民が安心して地元の農産物を購入できるよう、都市農業に適した地産地消の総合的な取組や市内農業の効果的なPRなどを通じ、地産地消の拡大に向けた取組を進める必要があります。

③観光

ア) 概況

- 全国的に少子高齢化の進行や、地域における所得の多くを稼ぎ出している現役世代ともいえる生産年齢人口の本格的な減少に伴い、域内消費の減退が予測されている一方、これを補うために域外からより多くの人々を呼び込み、経済活力の維持・増進を図るため、観光を核とした地域振興に取り組む都市が増加傾向にあります。
- 近年、政府も観光立国の実現に向け、ビジット・ジャパン事業（訪日旅行促進事業）をはじめ、各種プロジェクトを積極的に推進しています。本市においても、次のような特徴ある観光資源があり、その様々な資源の魅力を高め、活用していくことで、地域経済の活性化や交流機会の増加、本市のイメージアップにつなげていくことが求められます。

- ・見沼田圃に代表される豊かな自然環境、緑地空間
- ・武蔵一宮氷川神社をはじめとする歴史文化資源
- ・大宮盆栽村、岩槻人形、浦和のうなぎなど固有の生活文化・伝統
- ・全国から鉄道ファンを集める鉄道博物館
- ・埼玉スタジアム 2002、さいたまスーパーアリーナ、大宮ソニックシティなどのコンベンション施設の存在

○埼玉県の「入込観光客「推計」調査」によると、平成 21 年に本市を訪れた観光客数は 2,099 万 6 千人で、来訪目的で最も多かったのは「各種行事・まつり見学客」の 1,039 万 4 千人（構成比 49.5%）、以下、「スポーツ客」の 432 万 8 千人（20.6%）、「遊園地客」の 232 万 4 千人（11.1%）の順であり、上位 3 位までの合計が全体の 81.2%を占めています。（図 5-3-7）

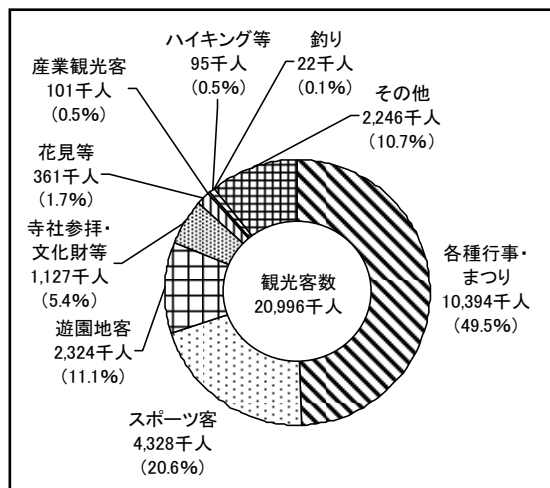


図 5-3-7 目的別入込観光客数の構成比
出典：埼玉県産業労働部観光課
「平成 21 年入込観光客「推計」調査」
注) 端数処理の関係で個別に積み上げた値の合計が 100%とならない。

- 本市は、サッカー J リーグに所属する浦和レッズと大宮アルディージャのホームタウンであるなど、スポーツに対する市民の関心が高く、入込観光客数に占めるスポーツ観戦者の割合が高いという特徴を持っています。
- スポーツをめぐることは、観光庁が、観光による内需拡大の必要性が高まる中、我が国の豊富なスポーツ資源を最大限に活用し、インバウンド拡大及び国内観光振興の起爆剤とすることが求められているという認識のもと、スポーツ観光を今後の成長分野の 1 つと位置付けています。
- 今後、本格的な人口減少・超高齢社会の到来による経済活力の低下が懸念される中、本市におけるスポーツを活用した観光の振興は、他業種への需要創出効果や雇用創出効果など、様々な面で大きな経済波及効果を生み出すことが大いに期待されます。

○平成 22 年 3 月、本市の新たな名所として、市民はもとより、国内外からの来訪者に盆栽の素晴らしさ、面白さに気軽にふれてもらうための主要な観光拠点として「大宮盆栽美術館」を開館しています。

イ) 本市の主な取組

- 平成 19 年 3 月、多くの人々が集い、楽しみ、にぎわうまちとなることを目指し、「訪れたくなるまち・招きたくなるまち さいたま」を将来像として、その実現に向けた観光振興政策の基本方針や施策などを示した「さいたま市観光振興ビジョン」を策定しました。
- 平成 18 年 2 月に、市内の観光案内所（大宮駅、さいたま新都心、浦和）が、独立行政法人国際観光振興機構から、外国人観光客に外国語で対応できる観光案内所である「i」案内所の指定を受けるなど、国内観光客のみならず、外国人観光客の利便性向上にも取り組んでいます。
- 本市の観光資源の魅力を市内外に向け、広く発信するため、半日観光ルートマップの作成や「さいたま観光大使」による PR を推進するとともに、観光案内の拠点となる観光案内所の充実や観光客の移動手段の開発などに取り組んでいます。
- 市内在住・在勤・在学の方を対象に、今後の観光政策に活用していくため「さいたま市に行ってみたくなる」ような、また、本市の観光の魅力を言葉で伝えられる観光標語（観光キャッチフレーズ）を募集した結果、平成 23 年 2 月に「おいでよ さいたま 新発見！！」を観光標語に決定しました。
- 市民及び有識者等により組織する「さいたま市観光振興懇話会」を平成 22 年度に設置し、平成 23 年度までの 2 年間、「来訪する観光客の拡大策」や「観光振興ビジョンの推進方策」など本市の観光政策のあり方を研究しました。
- 大宮盆栽 JAPAN ブランド化事業については、中小企業庁の補助事業である中小企業海外展開支援補助金を活用し、(社)さいたま観光国際協会が事業主体となって実施しており、平成 23 年度には、大宮盆栽を JAPAN ブランドとして確立するため、海外市場調査及び海外展開戦略策定などを行いました。
- 「サッカーのまち」として全国的にも極めて高い知名度や全国規模での大会にも対応可能な大型施設の集積などの特性を活かし、スポーツの分野で新たな観光・交流人口の拡大を図るため、平成 23 年 10 月にスポーツに関するシティセールスや関連マーケティング活動を専門的に展開する組織として、本格的なスポーツコミッションとしては国内初となる「さいたまスポーツコミッション」を設立しています。



＜代表的な観光資源の例＞
(左から右へ：うなぎ、鉄道博物館、岩槻の人形、大宮盆栽)

ウ) 今後の重点課題

- ◆観光地としての都市間競争力を強化するため、ターゲットにすべき観光客及びニーズを明確に設定した上、既存の観光資源を相互にリンクさせた周遊型の観光商品づくりや、地域特性を活かした新たな観光資源の発掘とネットワーク化による有効利用など、市全体の観光資源の魅力向上に向けた取組を重層的に進める必要があります。
- ◆従来の紙媒体やホームページに加え、口コミサイトやブログ、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）など、情報発信ツールの多様化が急速に進む中、ターゲットとする観光客の特性に応じた情報発信ツールの使い分けや、多様な主体の取組によって、様々なルートを通じ観光情報が継続的に発信される機会の拡大を図る必要があります。
- ◆施策やプロジェクトなどの立案段階から、市内における交通・観光サービスの担い手である民間事業者や各種団体等を積極的に引き込むことで、より実効性の高い観光振興の推進体制を確立する必要があります。

(4) 産業活動の活性化の環境づくり（雇用等）

ア) 概況

- 現在、我が国の雇用を取り巻く環境は、歴史的な円高の進行や欧州の債務危機問題という景気下押し圧力に、東日本大震災やタイで発生した大洪水などの大規模な自然災害の影響が加わり、極めて厳しい状況に直面しています。
- 「平成 23 年版厚生労働白書」によると、完全失業率は高度経済成長期から 1970 年代までは 1%前後で推移していましたが、1980 年代は 2%台、1990 年代は 4%台、2000 年代は 5%台まで上昇しています。一方、平成 22 (2010) 年の有効求人倍率は 0.52 倍と、過去最悪を記録した前年に比べ若干改善されたものの、過去 3 番目に悪い水準となっています。(図 5-4-1)

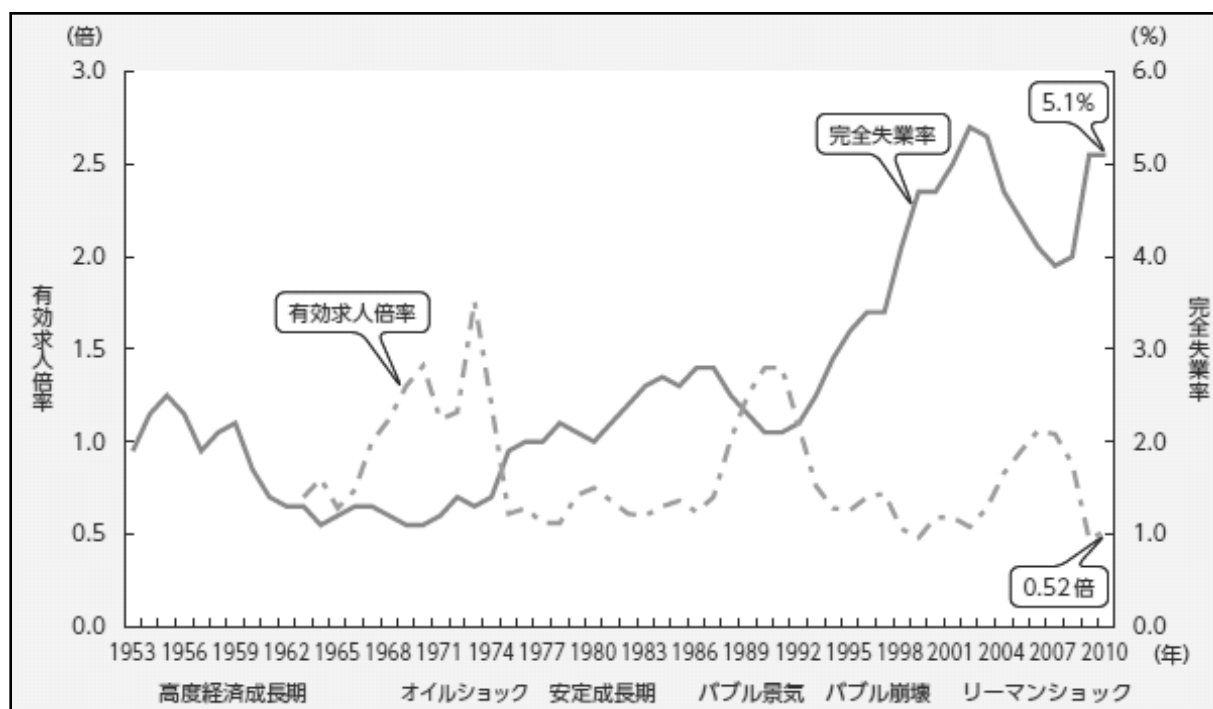


図 5-4-1 完全失業率と有効求人倍率の推移

出典：厚生労働省「平成 23 年版厚生労働白書」

- 総務省の「就業構造基本調査報告」によると、平成 19 年 10 月 1 日現在、15 歳以上の市民 101 万 8 千人のうち、有業者は 617,400 人、有業率は 60.6%となっています。また、無業者 400,600 人のうち、家事をしている者や通学している者などを除いた就職希望者は 109,600 人であり、無業者全体の 27.4%を占めています。
- 市内には、ハローワークやヤングキャリアセンター埼玉など、国・県の就労関連施設が数多く立地しており、就労支援に関しては比較的恵まれた環境にあるといえます。しかし、全国的な景気の低迷を背景として、埼玉県全体でも求人数が求職者数を大きく下回る状況が続き、平成 23 年 10 月の県内の有効求人倍率は 0.51 倍と大変厳しい状況にあります。(図 5-4-2)

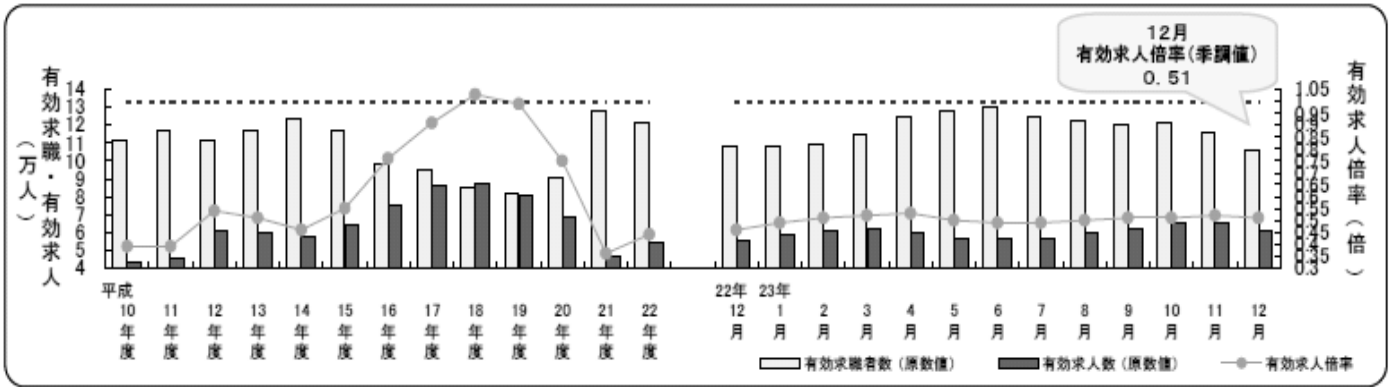


図5-4-2 埼玉県内の求人・求職者数及び求人倍率の推移

出典：埼玉労働局「埼玉労働市場ニュース」（平成23年12月分）

○本市が平成21年度に市内1万事業所に対して実施した「さいたま市事業所雇用実態調査」をみても、「昨年同期と比較した経営状況」では、「多少悪くなっている（34.9%）」と「かなり悪くなっている（36.2%）」を合わせた「悪くなっている」が71.1%を占めているほか、「来年度の雇用予定」につき、正規雇用では71.1%、非正規雇用でも69.6%の事業所が「現状維持の予定」となっています。（図5-4-3）

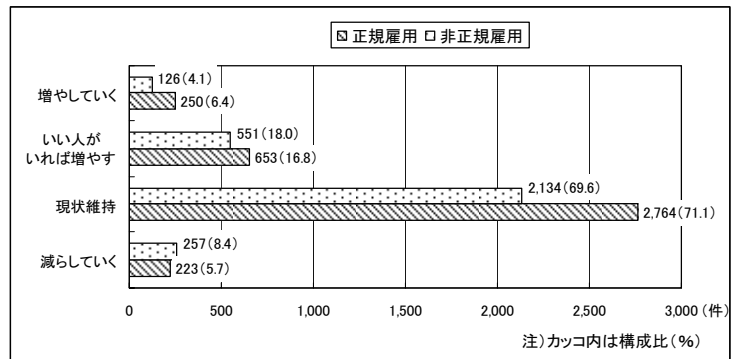
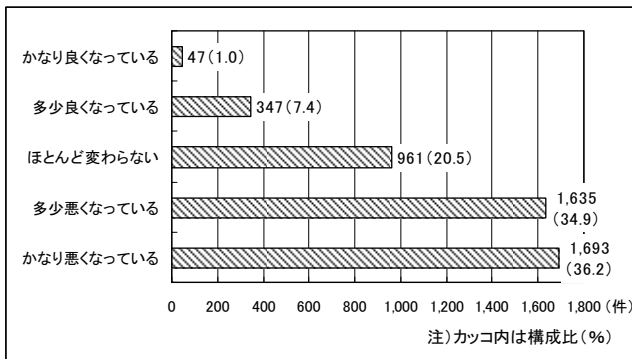


図5-4-3 左：昨年同期と比較した経営状況、右：来年度の雇用予定

出典：経済局経済部労働政策課「さいたま市事業所雇用実態調査」（平成22年3月）

○厚生労働省によると、平成23年4月1日現在の大学生の就職内定率は91.0%であり、平成12年3月卒の調査開始以来、最低の数値となっています。（図5-4-4）

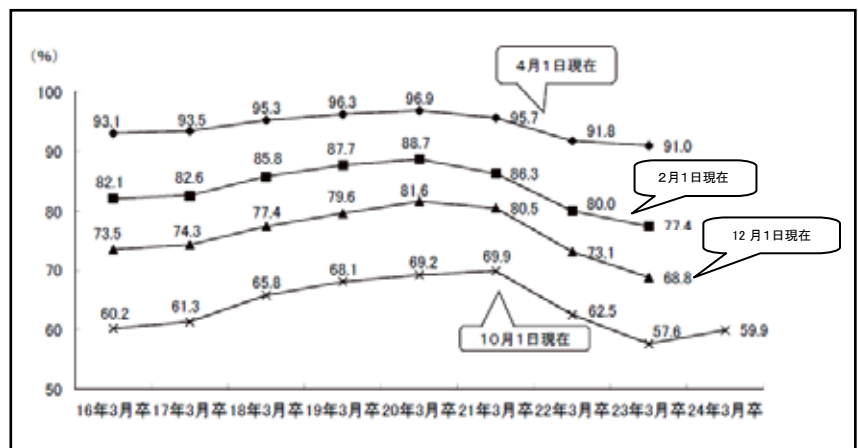


図5-4-4 大学生の就職（内定）率の推移

出典：厚生労働省「平成23年度 大学等卒業予定者の就職内定状況調査」

○さらに、「平成22年就業形態の多様化に関する総合実態調査」によると、平成22年10月時点における正社員以外の労働者の割合は38.7%となり、前回調査（平成19年）の37.8%から0.9ポイント増加し、過去最高を記録しています。（図5-4-5）

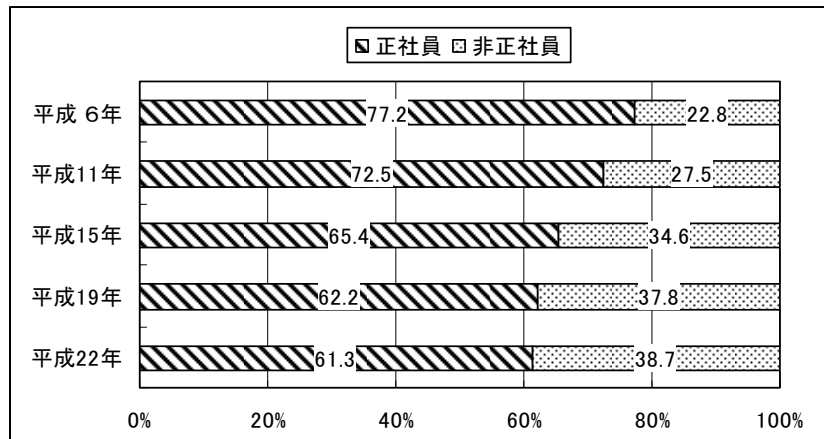


図5-4-5 就業形態別就労状況（労働者割合）の推移
出典：厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」

○併せて、長期的な生産年齢人口の減少が予想される中において、特に市内中小企業においては、優秀な人材の確保・定着・育成による労働生産性の確保が大きな課題となっていることから、特に体系的な人材育成が容易でない中小企業に対する支援を進めるとともに、将来を見据えた「職業観」の育成など、学齢期からの産業人材育成に取り組む必要があります。（図5-4-6）

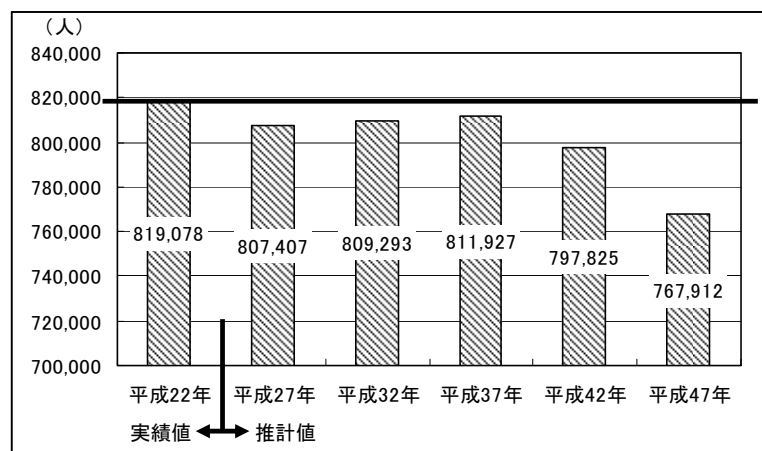


図5-4-6 本市の生産年齢人口の将来予測
出典：「さいたま市政策局推計」（平成24年3月）

○また、多様な就業機会の創出を図る上で、起業・創業の促進を図ることは非常に重要です。特に、本市においては、子育て期にある女性や企業を退職したOB人材（いわゆる「アクティブシニア」）が、そのスキルや経験を活かして、新たなビジネスチャンスを創出することが、地域や社会の課題解決を図るうえでも期待されるところです。

イ) 本市の主な取組

□平成19年3月、雇用の活性化を通じて、地域としての自立度や魅力を高め、躍動するまちづくりの形成につなげるため、平成19年度～23年度までを計画期間に、雇用施策の体系や先導的に取り組むべき事業などを示した「さいたま市雇用対策推進計画」を策定しています。なお、平成24年3月には計画期間を2年間延長するとともに、策定時から激変した雇用情勢に対応するべく、計画内容の見直しを行いました。

□市とハローワーク浦和が共同運営する新たな就職支援拠点「さいたま市ふるさとハローワーク」を平成21年5月に開設し、平成22年度は494件の就職実績をあげました。

□より安定した、又は希望する職種等への就労を目指したステップアップのための支援として、若年者向けの就職支援セミナー、キャリア・コンサルティング、新規学卒者等雇用型就業体験事業や、母子家庭の母親を対象とする資格取得支援を実施しています。

□働く場と同時に住居を失った市民に対する自立支援と、セーフティネット機能を強化するため、全 10 区の福祉事務所に自立生活支援相談窓口を設置し、関係支援機関との連携のもと、総合的な就労支援に取り組んでいます。

□起業・創業を支援するため、創業者育成施設「案産館」の設置や、さいたま市を元気にする斬新なアイデアあふれるビジネスプランを表彰する「さいたま市ニュービジネス大賞（S N B 大賞）」などに取り組んでいます。平成 16 年度～23 年度までの創業実績は 174 件となっています。



□さらに、本市が中小企業や創業者をサポートするために設置した「さいたま市産業創造財団」を中心に、経営や創業、本市の融資制度に関する相談、アドバイザーの派遣、セミナー・研修会の開催、地域経済に関する調査など、様々な支援事業を実施しています。

ウ) 今後の重点課題

- ◆雇用のミスマッチの解消に向け、市内企業・事業所における求人ニーズや情報の的確な把握を行うとともに、求職者の就労意向・能力に応じたきめ細かな就労支援サービスの提供に努める必要があります。
- ◆国や県、また、市内企業や地元産業界との連携を図りながら、働きたい市民のライフサイクルに応じ、若年者、女性、中高年齢者、障害者などの多様なニーズにあわせた魅力ある就労支援を推進する必要があります。
- ◆市内企業の事業活動を支えるため、年代、ライフステージ等に応じた産業人材の育成に体系的に取り組む必要があります。
- ◆起業・創業を促進するため、今後も引き続き、関係支援機関との連携のもの、様々な支援事業に取り組む必要があります。